

法令 No.4 施設基準

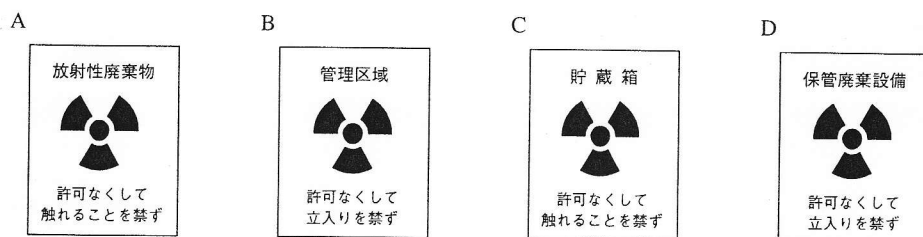
第 53 回 (2008 年)

問 5 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
- B 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
- C 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
- D 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素等の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。
- E 作業室には、入退管理設備を設け、立ち入る者を常時管理すること。

1 ABCのみ 2 ABEのみ 3 ADEのみ 4 BCDのみ 5 CDEのみ

問 6 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 7 廃棄施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 排水浄化槽は、排水を採取することができる構造又は排水中における放射性同位元素の濃度を測定することができる構造とすること。
- B 保管廃棄設備は、必ず、外部と区画された構造とすること。
- C 管理区域の境界には、さくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
- D 密封されていない放射性同位元素等を使用する場合には、必ず、排気設備を設けること。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて